

第 2 章 学年・学期・休業日

第 8 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 10 条 休業日は次の通りとする。

1 国の定める祝日

2 土曜日・日曜日

3 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 6 日まで

4 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日までに
校長が定める期間

5 冬季休業日 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日までに
校長が定める期間

6 学年末休業日 3 月 20 日から 3 月 31 日まで

7 沖縄県慰霊の日を定める条例第 2 条に規定する慰霊の日

8 その他校長が必要と認めた休業日

第 3 章 成績評価および単位の認定

第 11 条 成績評価に関する内規は、学習指導要領に基づいて定める。

第 12 条 単位の認定は、別に定める規定に基づき校長が行う。

第 4 章 入学・卒業

第 13 条 生徒を入学させる時期は、沖縄県教育委員会が指定した年度の初めの日とする。

第 14 条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第 57 条の規定により、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者または学校教育法施行規則第 95 条各号に掲げる者とする。

第 15 条 入学は、校長が許可する。入学の時期は、学年の始めとする。入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者及び保証人と連署した誓約書にその者の住民票を添えて、校長に提出しなければならない。

第 16 条 入学志願の手續及び入学者選抜に関する必要な事項は、教育委員会が別に定めるところによる。

第 17 条 生徒・保護者および保証人に、転居その他の変動があった場合は、直ちに校長に届け出なければならない。

第 18 条 生徒が定められた教育課程を履修し、その成果が満足すべきもので

ある場合、校長は卒業を認定する。

第 5 章 転学・転入学・休学・復学・退学・再入学・留学

第 19 条 転学・転入学・休学・復学・退学・再入学・留学については、別に定める規定に基づき、審議の上校長が許可する。

第 6 章 教科・科目の単位修得の認定および考査

第 20 条 下記の項をすべて満たした生徒には単位の履修及び修得を認定する。

ア 当該科目の年間授業時数（単位数×35週）の2/3以上出席していること。

ただし、介護福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」に定める時間数の2/3（「介護実習」は4/5）以上出席していること。

イ 教科・科目が設定した目標から見て、学習活動や考査成績など総合的に評価して満足できると認められること。

第 21 条 考査の種類及び実施期間は、次の通りとする。

ア 定期考査 学期ごとに1回は実施する。

イ 臨時考査 随時

ウ 補充考査 定期考査の前又は後（試験が受けられない正当な理由があり、受験を許可された者のみ）

エ 追認考査 毎年5月、夏季休業中、2月に実施する。但し、3年次については3月にも行う。4年次以降（卒業延期を含む）の生徒は、5月、夏季休業中、翌年の2月、3月に行う。

第 22 条 学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、生徒の実態等に即して設定した当該科目の目標や内容に照らして、生徒の達成状況を観点ごとに評価する「観点別学習状況の評価」を行う。

2 各教科における観点は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点とする。

3 観点別学習状況の評価は3段階で表す。3段階の表示は、「A」「B」「C」とする。評価の基準は、次の通りとする。

観点別達成率基準

A 70～100% 十分満足できた

B 35～69% おおむね満足できた

C 0～34% 努力を要する

4 観点別学習状況の評価は、それぞれの教科の目標や特性を勘案して、具体的な評価基準を設定して行う。なお評価基準については授業を通じて生徒に明示する。3観点の評価はそれぞれ1:1:1の割合で、3の基準に沿って観点別学習状況の評価を表示する。

- 5 観点別学習状況の評価の5段階評定への総括は、各観点の評価をA=3点、B=2点、C=1点としてその合計点を算出し、A・B・Cの組み合わせと連動させて次のように総括する。

5段階 評定	観点別学習状況の評価 A・B・C組み合わせ	3観点の合計点
5	AAA	9
4	AAB AAC ABB	8・7
3	ABC BBB	6
2	BBC ACC BCC	5・4
1	CCC	3

第7章 入学検定料、入学料、授業料及び実習費等

第23条 本校に係る費用は、下表のとおりとする。

費用	1年次	2年次	3年次	摘要
入学検定料	2,200円	0円	0円	制服、体育着、ジャケット、教科書(必修科目)、PTA会費、進路指導費、生徒派遣費、バス維持管理費、安全振興会費、全高P連賠償責任保険、同窓会費等
入学金	5,650円	0円	0円	
授業料	118,800円	118,800円	118,800円	
実習費	0円	0円	0円	
教科書代	0円	4,502円	3,080円	
実習着代	0円	3,500円	0円	
その他諸費	108,880円	44,920円	48,920円	
合計	235,530円	171,722円	170,800円	
総計	578,052円			

※その他諸費は、摘要欄参照。

※教科書代は、教科福祉のものを記載。

※福祉に係る参考書、模擬試験、受験手数料等の費用は、ここに含めない。

※授業料は、就学支援金制度を利用する。

第8章 職員組織

第24条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

- 2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。

第25条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。

第26条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 3 教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。
- 4 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 5 教諭は、生徒の教育をつかさどる。
- 6 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- 7 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。
- 8 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 9 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- 10 事務職員は、事務に従事する。
- 11 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

第 9 章 懲戒

第 27 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者。

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者。

第 28 条 退学を除く懲戒については別の規定に定める。

第 10 章 授業料、入学料その他の費用（以下「授業料等」という）徴収

第 29 条 授業料等の納入は、沖縄県立高等学校等条例の規定するところによる。

2 本校所定の経費は別に定め、授業料等とともに納入する。